

(仮称) 小田原市子ども若者の未来を支える方針の策定に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

| | |
|------------|---------------------------------|
| 政策等の題名 | (仮称) 小田原市子ども若者の未来を支える方針の策定 |
| 政策等の案の公表の日 | 令和5年11月15日(水) |
| 意見提出期間 | 令和5年11月15日(水)から令和5年12月14日(木)まで |
| 市民への周知方法 | 意見募集要項の配布(市内公共施設、ホームページ、青少年課窓口) |

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

| | |
|-------------|---------|
| 意見数(意見提出者数) | 19件(3人) |
| インターネット | 2人 |
| ファクシミリ | 人 |
| 郵送 | 1人 |
| 直接持参 | 人 |
| 無効な意見提出 | 1人 |

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

| 区分 | 意見の考慮の結果 | 件数 |
|----|-----------------------|----|
| A | 意見を踏まえ、政策等に反映したもの | 8 |
| B | 意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの | 0 |
| C | 今後の検討のために参考とするもの | 11 |
| D | その他(質問など) | 0 |

〈具体的な内容〉

(1) 小田原市子ども若者の未来を支える方針の内容に関すること

| | 意見の内容（要旨） | 区分 | 市の考え方（政策案との差異を含む。） |
|---|---|----|---|
| 1 | この方針にも続く個別の実行計画は策定しないか。策定しないのであれば、せめてもう少し具体的な施策、事業レベルの「やること」を具体的に位置づけるべき。総合計画などに施策や事業が位置づけてあるとはいえ、関連分野すべて横断したものを、子ども・若者を中心に見えるかたちで提示するべき。 | C | 「小田原市子ども若者の未来を支える方針」については、方向性について示しており、具体的施策については、今後策定する子ども若者に関しての計画の中で検討していく予定です。 |
| 2 | 国の「こどもまんなか」施策を受けて策定するのであれば、市全体の施策としても、総合計画の重点施策に位置づけ、3つの目標と同様、例えば、「最重要施策」などとして位置づけなおしてはどうか。市の子ども施策に対する姿勢をきちんと対外的に表明すべきではないか。現行の総合計画だと、子ども・若者に対する優先順位が分かりづらく不明である。 | C | 現行の総合計画の中では、教育・子育てを重点施策に位置づけており、その中の優先順位は設けておりませんが、今後の計画の参考にさせていただきます。 |
| 3 | 子ども・若者の貧困に関する部分が抜けている。現状分析から具体的対策までの具体的な記述が必要ではないか。例えば、基本方針や実施方針のなかで家庭における貧困対策、教育費（給食費含む）の無償化、医療費の無償化、就学援助費の拡大など、具体的な財政的支援策などをきちんと明記すべき。 | C | 令和4年度に、第2期子ども・子育て支援事業計画の改定作業をしており、貧困対策に関しても包含して記述をしております。 「小田原市子ども若者の未来を支える方針」については、方向性について示しており、具体的施策については、今後策定する子ども若者に関しての計画の中で検討していく予定です。 |
| 4 | 「子ども・若者を社会から疎外せず包摂すること」「親のバカが感染らないよう社会全体で支援できるようにすること」「子ども・若者の自殺防止策を講じること」など具体的な施策を明記すべき。 | C | 「小田原市子ども若者の未来を支える方針」については、方向性について示しており、具体的施策については、今後策定する子ども若者に関しての計画の中で検討していく予定です。 |
| 5 | 目標にある「～子ども若者が自分らしさを表現できるまち小田原～」は単に「子ども・若者が自分らしさを表現できる」程度 | C | 人々の意識や生き方、働き方等が多様化する中で、子ども若者それぞれの多様な生き方を尊重し、自分らしく生き、自己 |

| | | | |
|----|---|---|---|
| | <p>でよいのか。目指す目標としては抽象的で弱く、あるべき子ども・若者の姿を描けてないように感じる。街の姿より、どのような子ども・若者を育てたいのか、子ども若者自身のあるべき姿、例えば、「生き生きとした」「すべての子ども・若者が希望をもつ」「幸せを感じる」「誰一人不幸にならない」など、子ども・若者を中心とした前向きで力強い表現にしてはいかがか。</p> | | <p>を表現できる社会を目指すため、目標とする社会を「子ども若者が自分らしさを表現できるまち小田原」としました。考え方については、今後策定する子ども若者に関しての計画の中で、具体的施策を検討する予定のため、参考にさせていただきます。</p> |
| 6 | <p>子ども・若者を中心とし、対象にした行政サービス（イベント含む）を、今後、具体的に増やしていくことを、方針としてもきちんと明記すべき。</p> | C | <p>「小田原市子ども若者の未来を支える方針」については、方向性について示した方針のため、具体的施策については、今後策定する子ども若者に関しての計画の中で検討していく予定です。</p> |
| 7 | <p>マズローの欲求の段階で生理的欲求が抜けている。</p> | C | <p>実施方針（3）で子ども若者に関する相談・支援の充実としており、具体的施策については、今後策定する子ども若者に関しての計画の中で検討していく予定です。</p> |
| 8 | <p>境界性知能の子（IQ70以上85未満）は、人口の約14%いると言われており、犯罪の加害者や被害者になりやすい傾向にある。専門家などが訪問し、コミュニケーションや勉強、運動などに問題がないかをみていくことも必要ではないか。</p> | C | <p>実施方針（3）で子ども若者に関する相談・支援の充実としており、具体的施策については、今後策定する子ども若者に関しての計画の中で検討していく予定です。</p> |
| 9 | <p>子ども若者が自分らしさを表現できると書いているが、その評価はどうしていくのか。</p> | C | <p>「小田原市子ども若者の未来を支える方針」については、方向性について示しており、評価の基準は設けておりません。本方針を踏まえて今後策定する子ども若者に関しての計画の中で、具体的施策を位置づけるため、その評価のあり方についても検討していく予定です。</p> |
| 10 | <p>児童の定義が小学生となっているが、同ページ上部で6歳から12歳を学童期としており、児童の定義は学童期の者としたほうが、子どもや若者の定義の仕方と同じになってよいと思う。</p> | A | <p>御意見を踏まえ修正します。</p> |

| | | | |
|----|---|---|---|
| 11 | 人口の割合の推移のグラフは、小田原を小田原市としたほうがよい。 | A | 御意見を踏まえ修正します。 |
| 12 | 表内の児童相談は、中学生以下の相談が計上されているが、児童の定義を小学生としているため、わかりづらいので、わかりやすい表記や注釈を入れてほしい。 | A | 御意見を踏まえ修正します。 |
| 13 | 表内の児童相談は、中学生以下の相談が計上されているが、若者の中には中学生が、青少年の中には全体が含まれているため、若者（青少年）相談が、児童相談と対象としている年齢が重複しているためわかりづらいので、わかりやすい表記や注釈を入れてほしい。 | A | 御意見を踏まえ修正します。 |
| 14 | 非行相談に「法第 25 条による通告」とあり、おそらく児童福祉法第 25 条だと思うが、わかりやすい表記にしたほうがよい。 | A | 御意見を踏まえ修正します。 |
| 15 | 急に子ども会の内容が出てくるが、子ども会の定義や活動等についてももう少し記載をしたほうがわかりやすいし、「子ども会」と「子どもの健全育成を図る活動を中心にを行う市民活動団体」の違いもわからない。 | A | 御意見を踏まえ修正します。 |
| 16 | 平成 31 年度を用いるグラフと令和元年度を用いるグラフがあるため、年号を統一したほうがよい。 | A | 御意見を踏まえ修正します。 |
| 17 | 実施方針(1)について若者の定義が 40 歳未満の者であるため、学校や家庭に加えて職場を加えたほうがよい。 | C | 学校、家庭は普段の生活の場を表しており、「職場」は仕事をする場であるため、普段の生活の場の一つとして加えることはいたしません。今後策定する子ども若者に関しての計画の中で、具体的施策を検討するため、参考にさせていただきます。 |
| 18 | 実施方針(4)について、青少年の有害情報へのアクセスとあるが、青少年は 30 歳未満であるため、未成年者等と表現を変えたほうがよい | A | 御意見を踏まえ修正します。 |

| | | | |
|----|--|---|--|
| 19 | 実施方針(5)について、市が家庭教育への支援や食育やきめ細かな指導による基礎学力の習得の機会を提供するのは、思春期の途中程度までだと思うので、子ども若者を主語にするのではなく子どもを主語にしたほうがよい。 | C | 実施方針に記載している取組の対象につきましては、今後策定する子ども若者に関しての計画の中で、具体的施策を検討するため、参考にさせていただきます。 |
|----|--|---|--|

4 提出意見と関係なく変更した点

| | 政策案との差異 | 市の考え方 |
|---|---|---|
| 1 | 細かな字句の修正等 | 文中の字句について細かな修正をしました。 |
| 2 | こども大綱に関する内容の追加 | 令和5年12月に「こども大綱」が閣議決定されたため、第1章「方針の策定にあたって」の「1 方針策定の趣旨」、「2 方針の位置づけ」及び「3 方針の対象」に「こども大綱」の内容を追記しました。 |
| 3 | 基本方針Ⅰを「子ども若者の心身の安全・安定が保障され、安心して社会と関わり合える環境づくり」に変更 | 子どもの自殺などの生命・安全の危機、孤独・孤立の顕在化といった状況を踏まえて、「心身の安全・安定が保障され、安心して社会と関わり合える環境づくり」に変更しました。 |
| 4 | 資料の追加 | 参考資料として、「策定までの経過」、「小田原市青少年未来会議条例」、「子ども・若者育成支援推進法の概要」、「小田原市青少年未来会議委員名簿」を追加しました。 |